

本学独自の奨学金制度

本制度は、家計の収入が一定未満の入学生を対象とする『本学独自の奨学金制度』です。

※本学短期大学部は『高等教育の修学支援新制度』の対象外となったため、『本学独自の奨学金制度』を設立することになりました。なお、制度のお申込み手続きは入学後に実施いたします。

なお、『高等教育の修学支援新制度』の変更時には、『本学独自の奨学金』を変更することがあります。

【制度内容】

減免金額について

現行の『高等教育の修学支援新制度』と同様の金額を減免します。

区分による減免金額：年額

支援区分	収入の目安	入学金	授業料	入学生負担金
第1区分	非課税世帯	250,000	620,000	160,000
第2区分	300万円未満	166,800	413,400	449,800
第3区分	380万円未満	83,400	206,700	739,900

※入学時には、別途実験実習料、施設設備費、教育後援会費、学友会費、物品購入費等の納付金が必要です。
詳細につきましては、募集要項の学生納付金 P 19～20 をご参照ください。

給付金額について

現行の『高等教育の修学支援新制度』の金額とは異なり、以下のとおりです。

区分による給付金額：月額

支援区分	収入の目安	自宅	自宅外	(給付金年額)
第1区分	非課税世帯	21,000		(252,000)
第2区分	300万円未満	16,000		(192,000)
第3区分	380万円未満	8,000		(96,000)

【査定方法について】

対象者の査定は現行の『高等教育の修学支援新制度』と同じ方法で行います。受験者と生計維持者の住民税情報を確認するために、入学後、所得証明書を提出していただく必要があります。

ただし、『高等教育の修学支援新制度』を高等学校在学中に予約申込みしている生徒は、入学後に日本学生支援機構から届いている『採用候補者決定通知』（通知の「給付奨学金」が不採用でないもの）を提出していただきますので、所得証明書の提出は不要となります。

【支援区分算式】

支給額算定基準額 = 市町村民税の所得割の課税標準額 × 6% - (市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額) ※1 (100円未満切り捨て)

※1 法令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額 + 市町村民税調整額) に 3/4 を乗じた額となります。

【収入基準】

支援区分	基準額
第1区分 (標準額の支援)	100円未満 (注1)
第2区分 (標準額の約 2/3 支援)	100円以上、25,600円未満
第3区分 (標準額の約 1/3 支援)	25,600円以上、51,300円未満

注1 ふるさと納税や住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。